

### 3. 申告に必要なもの

令和4年1～12月の収入・控除・経費の金額が分かるものをお持ちください。不備がある場合は再来場していただく場合があります。注意点をご確認の上、申告会場にお越しください。

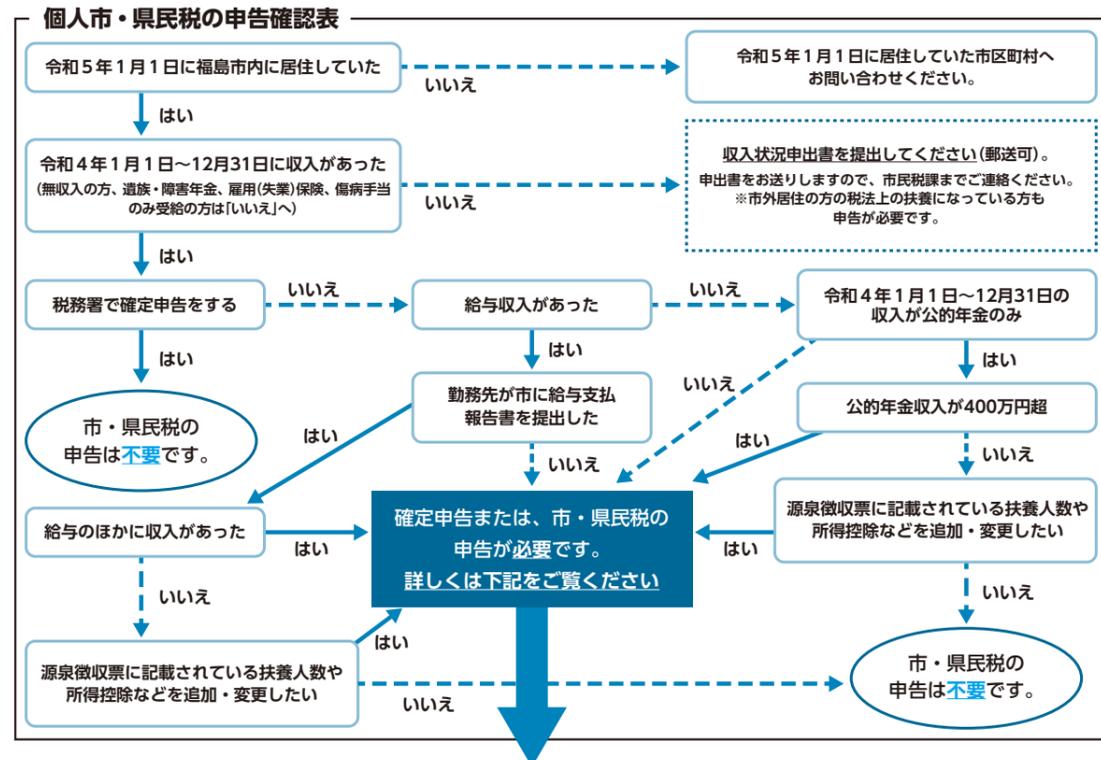
全ての方	申告者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)、通帳など口座番号が分かるもの 親族が代理で申告する場合、代理人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)も持ちください。
<b>事前集計</b> 営業・農業・不動産収入があった方	収支が分かる仕入・売上などの帳簿類、必要経費の領収書などを <b>必ず科目ごとに事前に集計してお持ちください</b> 。集計していない場合、会場設置の記載台にてご自身で集計していただいた後、申告受け付けとなる場合があります。
給与・年金収入があった方	<b>給与・年金の源泉徴収票</b> 。給与の源泉徴収票がない方は、給与明細書など収入が分かるもの。
雑所得があった方	収入額を証明するもの(支払調書など)と必要経費の書類
社会保険料を支払った方	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書、国民年金保険料の控除証明書など ※納付書や口座振替で支払った社会保険料は、申告しないと社会保険料控除を受けられません。
生命保険・地震保険料を支払った方	保険会社から交付を受けた生命保険、地震保険の控除証明書
寄附金控除の対象となる寄附をした方	寄附した団体から交付を受けた寄附金の領収書など ※ふるさと納税のワンストップ特例申請をされている方も必ずお持ちください。
ご自身や扶養親族に障がいがある方	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
扶養控除(16歳未満の扶養親族を含む)、配偶者控除、配偶者特別控除、専従者控除を申告する方	扶養親族、配偶者、専従者のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)
<b>事前集計</b> 医療費などを支払った方	<b>事前に病院ごと・治療を受けた人ごとに金額を集計した明細書を作成してお持ちください</b> 。なお医療保険者などから交付を受けた <b>医療費のお知らせ</b> をお持ちいただければ、明細書への記入を省略できます。 ※セルフメディケーション税制を受ける方は、明細書と健康診断の結果通知表など ※インフルエンザなどの予防接種や健康診断の費用は、医療費控除の対象外です。

### ！ご注意ください！

以下のいずれかに該当する方は、市の申告会場では受け付けできません  
福島税務署の申告会場またはe-Tax(電子申告)をご利用ください。(P.6参照)

- ◆ 土地や建物を売った(国・県・市への売却を除く)譲渡所得がある方
- ◆ 令和3年分以前の確定申告をする方(過年度申告)
- ◆ 所得税の住宅ローン控除がある方(住宅借入金等特別控除)
- ◆ 亡くなった方の申告の方(準確定申告)
- ◆ 株式の譲渡や損失繰越などがある方
- ◆ 青色申告の方
- ◆ 地震などの自然災害による雑損控除がある方

### 1. 個人市・県民税の申告が必要な方



#### 「確定申告または市・県民税の申告が必要です」に該当した方

**給与収入があった方**

- ・源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更することで、所得税の還付を受ける、または納付する。 →右のAへ
- ・給与以外の所得(営業、農業、不動産、一時、雑所得など)の合計が20万円を超え、追加納付すべき所得税がある。 →右のBへ
- ・上記のどちらにも該当しない。 →右のCへ

**公的年金収入があった方**

- ・年金収入が400万円以下で、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更することで、所得税の還付を受ける。 →右のAへ
- ・年金収入が400万円超。または、公的年金以外の所得(営業、農業、不動産、一時、給与所得など)の合計が20万円を超え、追加納付すべき所得税がある。 →右のBへ
- ・上記のどちらにも該当しない。 →右のCへ

**給与・年金収入者以外の方(営業、農業、不動産など)**

- ・確定申告をすることで、所得税の還付を受ける、または納付すべき所得税がある。 →右のBへ
- ・上記に該当しない。 →右のCへ

**A** 確定申告が必要です。e-Tax(電子申告)あるいは、税務署の会場でも申告してください。(P.6参照)  
市の会場でも確定申告ができます。※住宅借入金等特別控除がある方は、税務署の会場(P.6参照)です。

**B** 確定申告が必要です。e-Tax(電子申告)あるいは、税務署の会場でも申告してください。(P.6参照)

**C** 市・県民税申告が必要です。郵送あるいは市の会場でも申告してください。(P.6参照)  
例：確定申告には該当しないが、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更したい方。

### 2. 申告方法

混雑を避けるため、郵送による申告にご協力ください。

申告相談受け付け会場内は混雑します。特に受け付け開始直後は大変混み合います。

**郵送で**

必要事項をご記入のうえ、市役所市民税課まで郵送にてご提出ください。申告書は市民税課および各支所・出張所に備え付けているほか、市ホームページでも取得できます。

**会場**

申告書は各会場で職員が作成するので、事前に申告書に記入する必要はありません。P5の「3.申告に必要なもの」をご準備のうえ、申告会場にお越しください。

今回からインターネットでの事前予約ができます。詳しくは市のホームページをご覧ください。  
※事前予約をしていない場合でも、従来通り当日の番号札配布による申告受け付けが可能です。



## 4. 個人市・県民税申告相談受け付け会場と日程

申告期間中、市民税課職員は各申告会場に出向いているため、市役所市民税課窓口での申告受け付けは行っておりません。

期 日	受け付け会場	時 間
7日(火)	もちぎり学習センター	午前9時30分～午後3時
8日(水)	立子山支所	午前9時30分～午後3時
	大波多目的集会所	午前9時30分～午後3時
9日(木)	松川支所	午前9時30分～午後3時
10日(金)		
13日(月)		
14日(火)		
15日(水)	信夫学習センター	午前9時30分～午後3時
16日(木)		
17日(金)	蓬萊学習センター分館	午前9時30分～午後3時
20日(月)		
21日(火)	渡利支所	午前9時30分～午後3時
22日(水)	西学習センター	午前9時30分～午後3時
	土湯温泉町支所	午前10時～午後2時
24日(金)	信陵支所	午前9時30分～午後3時
27日(月)	吉井田支所	午前9時30分～午後3時
28日(火)	飯坂支所	午前9時30分～午後3時

期 日	受け付け会場	時 間
1日(水)	飯坂支所	午前9時30分～午後3時
2日(木)	北信支所	午前9時30分～午後3時
3日(金)		
6日(月)	杉妻支所	午前9時30分～午後3時
7日(火)	アオウゼ多目的ホール (MAXふくしま4階)	午前9時30分～午後3時
8日(水)		
9日(木)	清水学習センター本館	午前9時30分～午後3時
10日(金)	清水学習センター本館	午前9時30分～午後3時
	茂庭多目的集会所	午前10時～午後2時
13日(月)	吾妻学習センター本館	午前9時30分～午後3時
14日(火)		
15日(水)		

※渡利支所にお越しの方は、支所駐車場のほか、県社会福祉協議会(渡利字七社宮111番地)の駐車場もご利用いただけます。

### 【感染症対策を行います】

申告相談受け付け会場では、会場内に入場できる人数を制限します。ご来場の方は、先に会場入場時間を記した番号札(※)を受け取っていただき、指定の時間になりましたら会場内に入場いただくようになります。

※開始時間前にお越しの方は、受け付け名簿に記名をしてお待ちください。

※利用状況により、施設内に待合場所がない場合もあります。時間をおいての再来場など、ご理解・ご協力をお願いします。

### 税務署からのお知らせ

#### 《 自宅で確定申告書の作成・送信ができます 》

- パソコン・スマートフォンなどから国税庁ホームページにアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで確定申告書を作成できます。
- パソコン画面に表示されたQRコードをマイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォンで読み取れば、ICカードリーダーライト無しでマイナンバーカードを使ったe-Tax(電子申告)が可能です。
- 読み取り対応のスマートフォンであれば、マイナンバーカードの電子証明書によるe-Taxが可能です。
- スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

※詳しくは動画をご覧ください→



#### 《 確定申告書作成会場のご案内 》

■ **ところ** / アオウゼ 大活動室(MAXふくしま4階)

■ **とき** / 2月16日～3月15日 午前9時15分～午後4時  
(土・日曜日、祝日を除く。2月19日・26日は開設)

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日配付しますが、LINEを利用したオンラインによる事前発行も可能です。入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがあります。

■ **問** / 福島税務署 ☎534-3121(代表)

※国税に関する一般的なご相談は、仙台国税局の職員がお答えします。音声案内に従い「1」番を選択してください。  
※よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、国税庁ホームページのタックスアンサーに掲載しています。

### 税理士による確定申告期の税の無料相談会

所得税・相続税・贈与税など、税に関することについてご相談ください。 ※面接相談のみ(完全予約制、相談時間30分程度)。

■ **ところ** / 福島税務相談所 (森合町14-29) ■ **とき** / 2月13日～3月8日 午前10時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

■ **申し込み電話番号** / ☎534-3907 午前9時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝日を除く)

※お越しの方は、新型コロナウイルス感染症対策をお願いします。 ※感染状況により、開催中止を含め変更となる場合があります。

■ **問** / 東北税理士会福島支部 ☎534-3907